



KGS 調達基準書
付属書「環境負荷物質管理基準」

2015年1月第5.4版
北川工業株式会社

目 次

1. 目的 2
2. 適用範囲 2
3. 運用について 2
4. 用語の定義 2～3
5. 環境負荷物質の管理基準 4
6. 環境負荷物質の調査について 4
表3 改定履歴 5

1. 目的

本基準は、弊社製品に関わる環境負荷物質の管理基準を明確にし、お取引先様に周知徹底することを目的とします。

2. 適用範囲

本基準は、弊社が調達する材料・部品・副資材及び製品とその製造工程を適用範囲とします。

3. 運用について

法遵守は当然のこととし、お客様要求について本基準の内容で了解が得られない場合には、個別にお客様の運用基準を適用する場合があります。

また、これら運用基準についてお取引先様の委託先、購入先含め、適正で実効性のある管理を行うことができるよう、CMS（製品含有化学物質管理システム）の構築をお願いしています。

CMS構築については、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の「製品含有化学物質管理ガイドライン」や、「実施項目一覧表兼チェックシート」をご参考下さい。

<http://www.jamp-info.com/dl>

4. 用語の定義

1) お取引先様／お客様

弊社が物品を調達する先を「お取引先様」、弊社取扱い製品の販売先を「お客様」と表記します。

2) 副資材

梱包材（箱、ポリ袋、緩衝材、テープ、ラベル、印刷インキ、接着剤等）や、製造工程で使用される薬剤（離型剤、溶剤、接着剤等）をいいます。

3) 環境負荷物質

製品・材料等に含有される物質、またはそれらの製造時に使用される物質のうち、人体又は地球環境に著しい環境影響（側面）を持つとされる物質で、法規制、お客様の要求等に基づき弊社が指定して、廃止、削減の計画を策定し管理する物質をいいます。

4) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品に添加、充填、混入、付着することをいいます。

5) 不純物

意図されずに含まれてしまう化学物質で、天然素材中に含有、あるいは合成過程で生じるが、技術的に除去しきれない物質をいいます。

本調達基準で許容濃度が指定された物質は、不純物であっても許容濃度を超えて含有してはならないこととします。

6) 含有濃度（含有率）

構成部位（均質材料）毎に、含まれる指定物質の質量をその構成部位質量で割った値をいいます。

7) 意図的使用

材料、部品、製品の製造・加工プロセスにおいて、外観または品質特性をもたらせるために、

当該の物質が継続的に含有されることが望ましい場合に、故意に使用することをいいます。

8) 均質材料

機械的に別々に分離できない材料をいいます。

(機械的に分離とは、基本的には、材料が、ねじ外し、切断、粉碎、破砕、研磨、研削、はんだ除去などの機械的行為によって分離されること)

9) エビデンス

指定物質の定性、定量分析結果のことをいいます。許容濃度が定められた物質のエビデンスは、これを確認するのに十分な定量分析精度を有している方法によって得られたデータであることとします。分析方法の詳細については(表1-2)を参照下さい。

10) SDS (安全データシート)もしくはMSDS (化学物質等安全データシート) /Safety Data Sheet もしくはMaterial Safety Data Sheet

有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡又は、提供する際に、対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書です。

11) MSDS plus

JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) が推奨する製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シートであり、製品中に含有される成分を管理対象とする「法規等の名称」、管理対象物質の「含有有無」、「物質名」、「CAS番号」、「濃度」などの情報を記載し、伝達するために使用されます。

12) AIS /Article Information Sheet

JAMPが推奨する製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シートであり、成形品の「質量」「部位」「材質」「管理対象法規に該当する物質の含有有無・物質名・含有量・成形品当たりの濃度」などの情報を記載し、伝達するために使用されます。

13) SVHC /Substances of Very High Concern

EUのREACH規則において、高懸念物質として指定する対象物質をいいます。

14) グリーン調達調査回答ツール (旧JGPSSIフォーマット)

旧JGPSSI (グリーン調達調査共通化協議会) が定めた環境負荷物質調査の回答用フォーマットをいいます。

15) JAMAシート

JAMA (日本自動車工業会) が提案する自動車部品の材料・含有物質の情報を収集するための標準調査帳票をいいます。

16) IMDS /International Material Data System

自動車業界における部品・材料情報の収集・分析のためにインターネットで情報登録し報告を行うシステムをいいます。

17) GADSL /Global Automotive Declarable Substance List

IMDSの申告物質や禁止物質のリストをいいます。

18) JIG /Joint Industry Guide

JGPSSI (グリーン調達調査共通化協議会) ・EIA (米国電子工業会) ・EICTA (欧州情報通信技術製造者協会) の共同作業により発行されたグリーン調達に関連する管理物質の共通化を目的としたガイドラインをいいます。

5. 環境負荷物質の管理基準

弊社は環境負荷物質を次の2つのランクに分けて管理します。

A	使用禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> ・製品に含有してはならない物質 ・製造工程で使用してはならない物質 ・梱包材等に含有してはならない物質 	付表1 禁止物質一覧参照
B	使用管理物質	<p>製品・梱包材等への含有及び製造工程での使用を回避することが望ましい物質。</p> <p>製品においては、含有有無（含有する場合の含有量）を把握する。</p>	付表2 管理物質一覧参照参照

使用禁止物質において適用除外される用途を（付表1-1）に示します。

なお、使用禁止物質と使用管理物質が重複している場合は、使用禁止物質としての扱いを優先します。

6. 環境負荷物質の調査について

1) 納入いただく製品、部品、材料、梱包材やそれらの製造工程で使用する化学物質について以下の情報提供をお願いします。

弊社への納入品目		提出資料
1. 原材料		① SDSもしくはMSDS ② MSDS plus ③ 含有化学物質調査表 ④ RoHS適合エビデンス（分析データ）
2. 部品		① （使用原材料の）SDSもしくはMSDS ② AIS ③ 含有化学物質調査表 ④ 製造工程使用化学物質調査表 ⑤ RoHS適合エビデンス（部品又は使用原材料の分析データ）
3. 副資材	梱包材	① （使用原材料の）SDSもしくはMSDS ② 梱包材禁止物質不使用確認書
	薬剤（離型剤、溶剤、接着剤等）	① SDSもしくはMSDS ② 含有化学物質調査表
4. 製造委託品	弊社が材料支給するもの	① 製造工程使用化学物質調査表
	お取引先様が部材調達するもの	① 原材料のSDSもしくはMSDS ② 原材料のMSDS plus ③ 部品、めっき等のAIS ④ 含有化学物質調査表 ⑤ 製造工程使用化学物質調査表 ⑥ 梱包材禁止物質不使用確認書 ⑦ 納入製品のRoHS適合エビデンス（製品又は使用原材料の分析データ）

2) お取引先様のノウハウ等で開示できない事項がある場合は、その旨ご連絡いただいた上で、使用禁止物質の非含有証明をお願いします。

3) お客様の要求に応じ当基準外の調査をお願いする場合があります。

（例：グリーン調達調査回答ツール（旧JGPSSIフォーマット）、IMDS、JAMAシート、その他顧客指定フォーマット）

※含有化学物質調査表内にある成分表は、JAMAシートで代用可能とします。

表3 改定履歴

版	改定日	改定内容
初版	2008年11月01日	<ol style="list-style-type: none"> 1. KGS 調達基準書第2版の環境負荷物質管理基準を下記の内容で見直し、KGS 調達基準書第3版発行において環境負荷物質管理基準は付属書として初版発行とする。 2. A, B ランク対象物質の見直しと付与記号を連番に見直し。
第2版	2010年10月01日	REACH 規制への対応、化審法改正、顧客要求の変化等に伴い使用管理対象物質とその調査方法について全面見直し。
第3版	2012年2月20日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表1-1のNo.58：ポリ塩化ビニルの適用除外用途を見直し。 2. REACH 規制対象のSVHC 対象物質を最新の73物質へ変更。
第4版	2012年7月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1. REACH 規制対象のSVHC 対象物質を最新の86物質へ変更。
第5.0版	2013年1月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採番付与ルールの変更 2. REACH 規制のSVHC 対象物質は使用管理物質へ移行する。但し、一部の対象物質は使用禁止物質への設定を継続する。 3. REACH 規制への対応、化審法改正、顧客要求の変化等に伴い使用禁止物質、使用管理対象物質について全面見直し。 4. RoHS6 物質の分析方法を IEC62321 適合へ変更 5. 「MSDS」の表現を「MSDS もしくは SDS」へ変更
第5.1版	2013年7月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1. REACH 規制対象のSVHC 対象物質を最新の146物質へ変更。
第5.2版	2014年1月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1. PAH（多環芳香族炭化水素）の例示物質を2物質追加。 2. 特定フタル酸エステル の例示物質を1物質追加。 3. 禁止物質にエンドスルファン又はベンゾピレンを追加 4. REACH 規制対象のSVHC 対象物質を最新の153物質へ変更。
第5.3版	2014年7月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1. REACH 規制対象のSVHC 対象物質を最新の157物質へ変更。 2. 管理物質にN-フェニルベンゼンジアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンタンの反応物(BNST)を追加。 3. 「JGP フォーマット」の表現を「グリーン調達調査回答ツール」へ変更 4. 使用禁止物質リスト及び禁止物質適用除外一覧を更新
第5.4版	2015年1月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1. CMS 構築の文面を追加。 2. 対象物質を付表に掲載。 3. REACH 規制対象のSVHC 対象物質を最新の161物質へ変更。